

(別紙)

核兵器禁止条約の調印を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た昨年7月7日、核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器は破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法（国際人道法、国際人権法）に反するものであると断罪しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇に至るまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止するものとなっています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定することなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともにわれわれ国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的な内容です。広島と長崎への原爆投下に見られる核の惨禍を体験し、その経験から戦争放棄を定めた憲法を持つ日本は、核兵器使用の禁止に賛同し、推進の先頭に立つことが強く求められます。

よって、本町議会は、国に対し下記の事項の実施を求めます。

記

- 1、日本国政府は核兵器禁止条約を速やかに調印すること。
- 2、それまでの間は、オブザーバーとして締約国会合等に参加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年12月13日

新潟県南蒲原郡田上町議会